

平成 23 年 2 月 24 日

会津若松市長 菅 家 一 郎 様

会津若松市議会議長 田 澤 豊 彦

会津若松市議会からの政策提言について（通知）

標記の件について、平成 23 年 2 月 15 日に行われた本市議会政策討論会全体会において、本市議会の政策に関する提言が下記のとおりまとまりましたので通知いたします。

つきましては、当該提言の趣旨、内容等を御賢察いただき、政策形成への反映について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、全体会において議決された当該提言に係る最終報告書を添付いたしますので、御参照願います。

記

1 財政に関して提言すべき事項 ～ 財政民主主義の観点からの適切対応の継続

市議会での政策研究を通じた持続可能との判断は、「現行の中期財政見通しの財政フレームの枠内」が前提となっているため、今後の財政運営において、仮に、当該フレームを大きく逸脱する必要性が生じることが予測できる場合の基本的な対応方針が重要になる。

そのような場合は、「その旨・内容等」を議会はもとより市民に「事前に説明し、ともに議論する」という手続きをとる必要があると考えられる。これは、財政状態に係る情報共有を通じ、議会はもとより市民も含めて財政を監視する、いわゆる、財政民主主義を機能させることでもある。

本市では、このような状況が生じた場合は、例えば、行財政再建プログラムや中期

財政見通しの提示などにより、一定の適切な対応が図られてきた経過にあるが、財政民主主義の観点から、今後とも引き続きこのような適切な対応が継続されるよう、執行機関に要請・提言するものである。

2 ごみの減量化に関して提言すべき事項

(1) ごみ減量化に向けた意識啓発の充実・強化

① 分別収集の周知・徹底を促進すること

少しの手間で大きな効果を得られやすい生ごみの水切り徹底やたい肥化の推進、雑がみの分別徹底など、ごみの分別方法はもちろん、その意義や目的など根本的な部分も含めて市民へ周知、徹底を図ることが必要である。その周知方法としては、出前講座など直接対面形式で行う双方向型の情報提供に積極的に取り組む必要がある。

② 環境教育の充実・強化を図ること

ごみ問題を既存の行政の枠組みの中だけでなく全庁的な問題としてとらえ、市民一人ひとりが自発的かつ継続的に実践したり、大人と子供が相互に協力しあいながら取り組めたりするような環境教育のあり方を構築、推進していく必要がある。

③ 組織横断的な取り組みの推進を図ること

ごみ減量化に取り組む組織体制として、子供たちへの教育であれば教育委員会との連携が、高齢者や障がい者のごみ問題であれば健康福祉部との連携が必須である。担当部署だけの限定的な取り組みはもはや限界であり、全庁横断的な取り組みとして推進することが必要である。

④ 5Rの実践を普及すること

リフューズ（断る）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リペア（直す）、リサイクル（再資源化）の5Rの実践を市民に広く普及、推進していくことが必要である。特にごみは発生さないことが第一であることから、マイバック・マイ箸運動や食事を食べ残さないなどリフューズ、リデュースを支える行動を積極的かつ重点的に推進していくことが必要である。

⑤ インセンティブ等を効果的に付与すること

ごみの減量化の取り組みに対してインセンティブを効果的に付与するしくみをつくり、市民が減量化に取り組みやすい土壌の形成を図る必要がある。

⑥ 協働による取り組みを推進すること

市民・行政・事業者・NPOなどが連携してそれぞれ役割分担し、共通の意識のもと、協働によるごみ減量化の推進に取り組んでいくことが重要であり、必要である。

⑦ 情報の積極的な公開を図ること

本市が抱えるごみをめぐる問題について、その費用も含めて詳細かつ積極的に市民へ公表し、説明責任を果たしながら市民のごみに対する意識の高揚を図ることが必要である。

(2) ごみの有料化についての継続的な調査研究

ごみの有料化については、全国において半数以上の自治体が導入しその効果が実証されているものの、本市においては経済状況の悪化やごみの排出量が減少しているなどから時期尚早との判断に至った。しかしながら、会津若松地方広域市町村圏整備組合における焼却施設の更新をはじめ新たな最終処分場の確保など、100億円を超える巨額の建設費用（ごみ焼却処理施設及び最終処分場の建設費）を要するごみ処理施設整備問題を抱える本市にとって、ごみの減量化とごみ処理経費の削減は喫緊の課題であり、費用対効果の面から考えてもごみの有料化は避けては通れない問題である。

よってごみの有料化については、経済状況等を十分に踏まえながら、ごみの減量化によって生み出された削減費用を施設整備のために基金化することも含め、導入時期や導入手法等も含めて継続的に調査研究を進めていくべきと考える。

3 いっ水対策に関して提言すべき事項

(1) 排水依存の政策から総合的政策への転換

ゲリラ豪雨の増加傾向が続く現状にあっては、雨水幹線整備や水路改修などの排水対策だけでは不十分であり、排水依存の政策から貯留や浸透などの各種対策を含めた

総合的政策に転換する必要がある。

(2) 地域住民との協働の重要性

いっ水対策を進めるに当たっては、実際に被害を受けている地域住民の意見や要望などを十分に聴取し、情報の共有を含めて住民との協働によるいっ水対策を丁寧に進める必要がある。

(3) 市内横断的な整備の推進

市の縦割り組織では、いっ水被害を防ぐことは極めて困難な状況であり、雨水貯留タンクや地下浸透ます等の整備拡大など、単独組織に偏ることなく、組織の垣根を越えた市内横断的な最善の策を進める必要がある。

(4) いっ水対策の公共施設での率先導入

雨水貯水や地下浸透などの時間差流下の手法や雨水利用については、民間における導入促進を図る前に、新設する公共施設でそのシステムを採用・検証し、行政みずからがその効果を市民に周知する必要がある。また、既存施設の改築にあっても、雨水貯水や地下浸透、雨水利用などを十分に活用する必要がある。なお、その際の設備等については、本市が積雪寒冷地であることを考慮し、凍結などに耐えられる仕様とする必要がある。

(5) 助成等による政策誘導の実施

前記3の(4)の時間差流下の検証結果に基づき、市民に対して雨水貯留や地下浸透、雨水利用などに理解と協力を求め、必要に応じて助成等により政策的に誘導することが必要である。また、民間事業者が整備する駐車場やビルの陸屋根などを有効に活用し、時間差流下に供する施設や設備の工夫が求められるが、事業者みずからが対応できるよう、助成等で政策的に誘導しながら、協力を得ていくことも必要である。

(6) 開発許可の行政指導に基づく対策

民間事業者への開発許可や建築指導にあっては、時間差流下の考え方に基づく開発などの行政指導を行う必要がある。

(7) 雨水に対する関心高揚への働きかけ

雨水ますなどによる地下水かん養の成果を生かし、市民が雨水利用に関心を深めら

れるよう、水の循環に関する啓発にも努める必要がある。

(8) (仮称) 総合治水対策基本計画の策定

以上の3の(1)から(7)までの7つの事項を具現化するため、その考えを盛り込んだ(仮称) 総合治水対策基本計画を策定する必要がある。その策定の際には、市民の広範な意見が十分反映されるよう努める必要がある。

4 市営住宅に関して提言すべき事項

(1) 関係当事者の意見聴取

住宅の建て替えに当たっては、計画策定の早い段階から地域性を生かしたさまざまな手法を用い、入居者の意見や要望などを丁寧に取り入れ、生活空間としての整備を図る必要がある。その建て替えの際には、入居者ができるだけ1回の引っ越しで済むような工区の設定を行うなどの配慮も必要である。

(2) 庁内横断的な整備の推進

市営住宅の建設は、単に建物の建築だけの事業ではなく、地域づくりという大きな命題がある。したがって、基本コンセプトを作成する段階から、単独組織に偏ることなく、組織の垣根を越えて庁内横断的に住民にとっての最良の策を検討する必要がある。その検討によって、市営住宅が地域づくりの核となれるよう、公園や福祉施設、集会所などとの一体的な面的整備に努める必要がある。

(3) 無縁社会を防止する多世代居住の促進

近年、地域とのかかわりを持たない人が増加している中で、市営住宅には一人暮らしの高齢者が多く入居するなどの課題も多い。入居者一人ひとりが孤立化することなく、地域の中で日常的に、そして世代を超えて住民間の交流が生まれるよう、ハード・ソフト両面の環境づくりに配慮する必要がある。また、住宅全体が一斉に高齢化を迎え、互助の精神が発揮できなくならないよう、幅広い世代が居住できる施設整備を段階的に進める必要がある。なお、その前提としては、家族構成の変化を見据えながら、入居者の住み替えを促進できる施設整備の考え方も必要である。

(4) ユニバーサルデザインでの整備

ユニバーサルデザインの理念に基づき、入居者のみならず、だれにとってもやさしい設計に十分配慮する必要がある。その設計の際には、入居者の意見などを聴取し、具体的な入居者像を想定・分析する必要がある。

(5) 歴史的な地域特性の反映

町並みのアメニティーと個性を育てる視点は、魅力的な居住環境をつくり、生活にゆとりや美しさ、活気を与える。このことから、住宅の立地する地域の歴史的な特性を理解し、計画に反映させることが必要である。

(6) 環境にも配慮したいっ水対策の積極的な導入

市営住宅の新設や改修に当たっては、特に下流部に対してのいっ水防止の観点から市民の模範となるよう、前記「3 いっ水対策に関して提言すべき事項」でまとめた8つの提言すべき事項に加え、透水性舗装や環境緑化に供する施設なども整備し、可能な限り大規模にいっ水対策を推進する必要がある。

(7) ライフサイクルコストに基づく運用

整備が完了した市営住宅に対しては、適切な維持管理に努め、その都度、施設の長寿命化に向けた定期的な補修を行う必要がある。なお、建物を企画、建設、維持管理、解体までのライフサイクルコストを推計の上、スケルトン・インフィルの手法を用いるなどして運用する必要がある。

(8) 計画見直しへの提言の反映

以上の4の(1)から(7)までの7つの事項について、今後見直しが予定されている公営住宅基本計画や城前団地建替計画に十分反映させる必要がある。